

【契約書 別紙】

訪問介護 利用料金

訪問介護費		平成27年 8月 1日改定			
算定項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合		
			1割負担	2割負担	
1回あたりの基本料金	身体介護	20分未満	1,823 円	183 円	365 円
	身体介護	20分以上30分未満	2,707 円	271 円	542 円
	身体介護	30分以上1時間未満	4,287 円	429 円	858 円
	身体介護	1時間以上1時間30分未満	6,232 円	624 円	1,247 円
	身体介護	1時間30分以上30分毎	884 円	89 円	177 円
生活援助	生活援助	20分以上45分未満	2,022 円	203 円	405 円
	生活援助	45分以上	2,486 円	249 円	498 円
	生活援助	身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	740 円	74 円	148 円
通院等乗降介助	1回につき	1,071 円	108 円	215 円	
緊急訪問加算	1回につき	1,105 円	111 円	221 円	
初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	
生活機能向上連携加算	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	
加算・減算料金	2人派遣加算	1回につき	該当する金額の100%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	同一建物に居住する利用者へのサービス提供	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	特定事業所加算(Ⅰ)	1回につき	該当する金額の20%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	特定事業所加算(Ⅲ)	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	特定事業所加算(Ⅳ)	1回につき	該当する金額の5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.8%に相当する金額	左記の1割	左記の2割

- ※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時に訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 上表の料金の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 利用料金

介護予防訪問介護費		利用料金表			
平成28年5月21日改定					
保険給付内介護サービス利用料	算定項目		介護報酬額 (1月あたり)	利用者負担割合	
				1割負担	2割負担
	基本料金（Ⅰ） (週1回程度の訪問介護が必要な方)		12,906 円	1,291 円	2,582 円
	基本料金（Ⅱ） (週2回程度の訪問介護が必要な方)		25,801 円	2,581 円	5,161 円
	基本料金（Ⅲ） (週2回以上の訪問介護が必要な方)		40,929 円	4,093 円	8,186 円
	加算・減算料金	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円
生活機能向上連携加算		1月につき	1,105 円	111 円	221 円
同一建物に居住する利用者へのサービス提供		1月につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.8%に相当する金額	左記の1割	左記の2割

※平成27年8月1日より、「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 共通利用料金

平成24年 4月 1日改定

サービス保険給付利用外料	項目	条件	利用料金
	交通費	通常の実施地域内への訪問・同行	無料
		通常の実施地域外への訪問・同行	実費
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用		介護報酬額全額	

キャンセル料	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡を頂いた場合	無料
	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡が無かった場合	500 円

ご利用者のお住まい等で、サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。

【契約書 別紙】

相談、要望、苦情等の窓口

(1) 訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス）に関する相談、要望、苦情等は、以下の相談窓口までお申し出下さい。

① 電話番号 0422-20-0818

担当者 サービス提供責任者

受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分（祝日・年末年始を除く）

(2) 当施設以外に、東京都や区市町村の相談・苦情窓口等でも苦情を伝えることができます。

① 東京都国民健康保険団体連合会

電話番号 03-6238-0177

担当部署 介護相談窓口

② 武蔵野市★

電話番号 0422-60-2525

担当部署 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係